

## 研究

### スクープ！「おまく様離縁の真相」

#### 毛利家と南部家の場合

戸山 恵子

(会員 佐伯市匠南区)

(はじめに)

江戸時代の大名の離婚率は十二%。女性側の再婚率は六〇%だそうです。

現代に比べても、とても高い数字に驚かされます。石高の数字で判断すると、女性の方が家格が上であることがほとんどで、そのため、よく、時代劇でみられるような夫側の一方的な離婚は、庶民から大名まで実質的にはできなかったようです。特に大名家のように、家と家との結びつきである場合は、双方熟談の上、離婚する旨の届出を幕府に出し、受理され、成立するもので、両家の対面を考え、交際の礼儀を配慮したようです。

というのも、佐伯藩主、毛利高久と、正室幕子の離婚

を通して、大名の離婚についてわかってきたことがあるからです。

(ぎっかけ)

毛利高久と正室幕子(鶴藩略史によれば満久子)が、結婚半年もたたない間に、実家に逃げ帰るといふ珍事件を、遠く岩手県の資料の中から発見しました。それは、一六八七年五月十九日の出来事でした。

平成十五年「歴史読本」七月号に、「大名家の夫人」というタイトルで南部家の事が書かれてあり、その中に、毛利高久と離婚した幕子姫の文字を発見、その著者である森ノブ女史に手紙を出し(一九三八年生まれ、岩手古文書学会会長)何回かの文通や、直接、お電話で教えてもらったたりしていくうち、幕子関係の資料も送って下さいました。それは、「雑書」と「秘記」という本のコピーで、雑書は、盛岡藩の家老執務日記(一六四四〜一八四〇)一九〇冊。盛岡市中央公民館蔵、同教育委員会で十四巻にまとめて発刊。秘書は、江戸藩執務日記で、雑書を補う書物です。

コピーとはいつても、その解説、読み下し、特に人間関係、役職名との合致には時間をかけて勉強しなくてはならず、専門知識の無い自分に、情けない思いをしました。幕子に関する所だけコピーし、旧知の佐藤巧氏に教えてもらい、古文書に詳しい友人達の助けを借りての一年間でした。勉強していくうちに、遠く岩手県の資料の中に、不幸な結婚をしたが為に、たびたび資料に登場する「幕子」と「高久」の名前に、なにかしら不思議な気がして、三百年前に思いをはせてしまいました。

#### (結婚と離婚)

毛利藩五代高久は、実は、森藩、久留島通清の四男で、母は側室の安部氏。三代高尚の母方の血族で、四代高重の養子になり、十六歳で藩主に就任します。(表1)

幕子の実家の盛岡藩、南部家は二十万石。鎌倉時代からの名家で、彼女は五代行重の五女で、母は正室の長府藩毛利氏、江戸で生まれています。

高久の弟で、後に六代藩主となる高慶も、対馬藩宗家(十万石)から正室を迎えているわけで、冒頭に記したとおり、家格の高い家から正室を迎えているのです。

二人の結婚は「雑書」で紹介します。

「雑書」の貞享元年十二月二〇日

一 おまく様御縁組御願、去六日被 仰上候所、同八日 戸田山城守様御指紙参、九日之朝 大殿様御登 城之所ニ、御願之通、毛利駿河守様へ首尾能御縁組被 仰出之旨、昨夜飛脚到来

とあり、同九日に重信が江戸城へ登城すると、高久と幕子の「御縁組」が許可された。同二二日には幕府への縁組御札の使者が盛岡を発っている。同二〇日の晩には長府藩主毛利綱元から縁組を祝って送られた飛脚が盛岡へ到着している。貞享二年四月二二日には佐伯毛利家から南部家へ「御結納之御祝義」が送られ、貞享三年一二月一三日には高久と幕子の「婚礼」が無事済んだ。このとき、高久は二〇歳、幕子は一四歳でした。

さて、離婚の原因ですが、原文、読み下しで紹介します。

(佐藤 巧氏による)

#### 〔原文〕

一同十六日、阿部豊後守様へ御使関新兵衛被遣御口上書、大膳大夫申入候、此中は豊後守様へ御見

廻不申上候、少々持病氣御座候へ共怪義御座候付、  
当月中可罷立と存候、依之毛利駿河守へ遣候孫為  
暇乞昨日參候処ニ、最早駿河守方江帰候義罷成間  
敷と申候付、我等信濃守色々異見仕候へ共、とか  
く罷帰候義不罷成候由申候付、左候ハ、一兩日も  
留置異見も可仕と存、駿河守家来共迄久々にて參  
候付、先一兩ハ此方ニ留置可申由申遣候処、早々  
今晚返候様ニと駿河守迎指越申候付、又孫ニ再三  
異見仕候へ共、とかく罷帰候義不罷成候、達而申  
候ハ、覺悟可仕と申候付、可仕様も無御座、毛利  
兵橋殿・神谷源兵へ殿、最前祝言之時分御取持被  
下候故、昨晚以使者兵橋殿へ申達候、駿河守へ被  
仰通、追而返事可被仰聞由被申越候、我等致伺公  
申上候も急度かましく候間、各迄此段申入候事之  
由、御家老中江之御斷

一 同十九日、おまく様去ル十五日 殿様御下之御暇  
乞と被仰、早朝ニ御下屋敷へ御出被成候処ニ、毛  
利駿河守様御事、世間にてきついと申、其上御病  
氣にて極月一度、正月一度、四月朔日一度御登城  
被成候迄にて、上野増上寺へも御參詣無之、脇之

御勤も一切不被成、昼夜與ニ計被成御座候而、夜  
ハ八ツ七ツ迄被成御座、朝御料理昼九つ八つ七つ  
ニ參御行義にて、おまく様へ之御挨拶能と存候へ  
ハ、座之内にて即時替不似合御様子、又ハあやう  
き事なと有之付、おまく様御若輩ながら御病氣御  
本復可有之かと、日を御送被成候へ共、弥増悪事  
重り申、色々御苦勞被成候付、段々被仰ふつとあ  
なた江御入被成義成間敷と被 仰切候付、

而殿様ニも兼々御聞被成御苦勞思召候処、おまく  
様重々被 仰候付、此上ハ先江御斷可被成と、御  
婚禮之時分御取持被成候毛利兵橋殿江、桜庭十郎  
右衛門・榎山七左衛門御使ニ被遣、御口上駿河守  
殿へ連申候、信濃守娘今朝拙者罷下候為暇乞參候  
処、不縁故か先様之御氣ニ入可申様不存候間、最  
早參間敷と申候、色々為申間候へ共ふつと申切候  
間、此上ハ可仕様無御座候、先様江其分ヶ被 仰、  
埒明候様ニ頼入候由被 仰遣、兵橋殿被仰候ハと  
かく可申様無御座候、神谷源兵へ殿へ御相談被成、  
此分にて指置候へハ駿河守立不申候間、前々世間  
ニ有之義候間、乗物駿河守殿門外迄御越被成、

夫、御帰被成候而事済候様ニ仕度候、ケ様ニ無御座候へハ拙者共取持片落ニて御座候間、是非此通ニ被成被下候様ニと被 仰候付、其通被思召候へ共、御兩人左様被成義如何思召候付、毛利甲斐守様・本多下野守様・同弾正様・松平伯耆守様・青山播磨守様・松浦肥前守様・稲葉出羽守様へ 兩殿様も御相談被成候へハ、左様之義世間ニ御座候間、其通ニ被成候而も批判有御座間敷候、右之通被成候様ニと御座候付、今晚五時御乗物ニ源兵へ殿御附御越、あなたより兵橋殿御老人源兵へ殿江御出合、御乗物御門地ふくもかき戻し事済、残居候女中并御道具不残夜中一立ニ御引取被成

〔読み下し〕

同十六日（貞享四年五月）阿部豊後守様へ御使い関新兵衛を遣わされ、御口上書を大膳大夫（南部重信）が申し入れ候。この中は豊後守様へ御見廻し申し上げず候。少々病氣持ち御座候へども、怪（快）義ござ候に付き、当月中に罷り立つべしと存じ候。

これより毛利駿河守（高久）へ遣わし候う孫（おまく）暇乞のため昨日参り候ところに、最早、駿河守方へ帰り

候う義、罷り成りまじくと申し候に付き、我ら信濃守（南部行信）色々異見を仕り候へども、とかく罷り帰り候う義、罷り成らず候う由、申し候に付き、左に候はば一兩日も留め置き異見も仕るべしと存じ、駿河守の家来共まで久々にて参り候に付き、先ず一兩日はこの方に留め置き申すべく由、申し遣わし候ところ、早々今晚返し候う様にと、駿河守の迎え指し越し申し候に付き、また孫（おまく）に再三異見を仕り候へども、とかく罷り帰り候う義まかりならず候。

達つて申し候はば覚悟仕るべしと申し候に付き、仕るべき様も御座なく、毛利兵橋殿・神谷源兵衛殿、最前祝言の時分お取り持ち下され候う故、昨晚使者を以て兵橋殿へ申し達し候。我ら伺公（候）いたし申し上げ候も急度がましく候う間、各迄この段申し入れ候う事の由、御家老中へ御断りす。

同十九日、おまく様は去る十五日、殿様（南部重信）御下りの御暇乞と仰せられ、早朝に御下屋敷へ御出なされ候ところに、毛利駿河守様の御事、世間にてきついと申し、そのうえ御病氣にて極月一度、正月一度、四月朔日一度の御登城なされ候までにて、上野増上寺へも参詣

これなく、脇の御勤めも一切なされず、朝の御料理を昼の九つ八つ七つに参る御行儀にて、おまく様への御挨拶よくと存じ候へば、座の内にて即時に替わり似あわず御様子、また危うきことなどこれあるに付き、おまく様は御若輩ながら御病気の御本復こほんかくこれあるべしかと、日を御送りなされ候へども、いよいよ悪事増し重なり申し、色々ご苦勞なされ候に付き、段々仰せられふつとあなたへ御入りなされる義、成るまじくと仰せ切られ候に付き、両殿様（重信・行信）にも兼々御聞きなされ、御苦勞を思し召し候ところ、おまく様が重ねがさね仰せられ候に付き、この上は先へ御断りなされべしと、御婚禮の時に御取持ちなされ候う毛利兵橋殿へ、桜庭十郎右衛門・榎山七左衛門を御使いに遣わされ、御口上を駿河守殿へ申し遣わし候。

信濃守の娘、今朝拙者まかり下り候に暇乞に参ぜられ候ところ、不縁ゆえか先様の病氣に入り申すべき様、存ぜず候う間、最早参りまじくと申し候。色々申し聞かされ候へどもふつと申し切り候う間、この上は仕るべき様これなく、先様へその分わけケ（訳）仰せられ、埒明らちあきけ候う様に頼み入り候う由、仰せ遣わされ、兵橋殿が仰せられ

候はとかく申すべく様ござなく候。

神谷源兵衛殿へ御相談なされ、この分わけ（訳）にて指し置き候へば駿河守は立ち申さず候う間、前々世間にこれある義も候う間、乗物を駿河守殿の門外まで御越しなされ、それより御帰りなされて候て事済み候う様に仕りたく候。

かように御座なく候へば拙者共の取持は片落ちにてござ候う間、是非この通りになされ下され候う様にと仰せられ候に付き、その通りに思し召され候へども、御両人が左様になさる義を如何に思し召し候に付き、毛利甲斐守様・本多下野守様・同彈正様・松平伯耆守様・青山播磨守様・松浦肥前守様・稲葉出羽守様へ、両殿様より御相談なされ候へば、左様の義は世間に御座候う間、その通りになされ候ても批判は御座あるまじく候。

右の通りなされ候う様にと御座候に付き、今晚五時に御乗物に源兵衛殿を御付け御越し、あなたより兵橋殿ご一人、源兵衛殿へ御出合い御乗物を御門地ごもんぢふくよりかき戻し事済み、居残り候う女中ならびに御道具、残らず夜中一立よちゆうちに御引き取りなされる。

(解説)

結婚相手が「きつい」性格で、登城しない(公務員が役所に行かないのと同じ)朝も昼頃起きだし、新婦へのあいさつも無い。「危うき」ことが続くなかで、いつかは回復すると信じていたけれど「いよいよ悪事増し重り」ついに、祖父重信が参勤交代で盛岡へ帰る時、あいさつに出向くという口実で、逃げ込むように実家に帰ってしまった幕子。祖父(重信)・父(行信)も説得し、毛利家から、むかえの使者が来たけれど、彼女の決心は変わることにはなかつたのです。

重信に高久との仲介役を頼まれた佐伯毛利家側の毛利兵橋(重長)は、同じく「御取持ち」をした南部家側の神谷源兵衛保教と相談した上で、高久に嫌気がさした幕子が、実家に逃げ帰ったまま離婚となつては、外聞も悪く、高久の面目がたたない、実際には、彼女は実家にいるわけで、毛利藩の屋敷へ「乗り物」をよこす必要もないのだけれど、離婚するにしても、せめて実家が婚家へ迎えをよこして嫁を引き取るという儀式(作法)を形ばかりでよいから執り行い、世間に対して両家の面子がたつようにしてほしいと、南部家に申し出ます。

結婚は家どうしの結びつきであつた時代は、高久の面子は毛利家の面子にもなります。重長が提案した離婚の方法は、結婚の時の「御取持ち」だつた重長と保教が、離婚するにしても円満な形で出来るよう、両家を配慮したものでしょう。そこには、面子を失うまいとする毛利家の意向が強く反映されていたと思います。

そして、申し入れを受けた南部家も「御一門様方」と相談し、まだ若い幕子の将来(再婚)を考えた時、夫のもとから逃げ帰つて来た幕子の外聞が悪くならない為にも、穏便に収めたようです。又、毛利家側も、離婚を必死に回避するため、幕子(南部家)を説得することもなく、すんなりと受け入れたようです。

その背景を考えると

1. 原因は高久にあつた

2. 南部家と毛利家の家格の差

の二つが考えられます。特に2は、二十万石対二万石の差もさることながら、鎌倉時代からの名門である南部家の背後に婚姻によつて築かれた分厚い人脈に、毛利家が遠慮したのでしょうか。「御一門様方」とある人々を一人一人調べて系図にしてみると表Cのようになります。正

直びつくりする人脈です)

以上のことから、江戸時代の大名の離婚は、(全体的に)妻の方が夫の家格よりやや高いことから、妻に離婚の意思があれば、実家を抛り所として、それを要求し、夫側も、比較的すんなりと受け入れたのではないのでしょうか。ただし、いくら、女性側が家格が上であり、原因が夫側にあったとしても、相手の家に対する配慮は忘れず、相手を気遣い、円満な形をととのえて離婚をするよう努力したのでしょう。

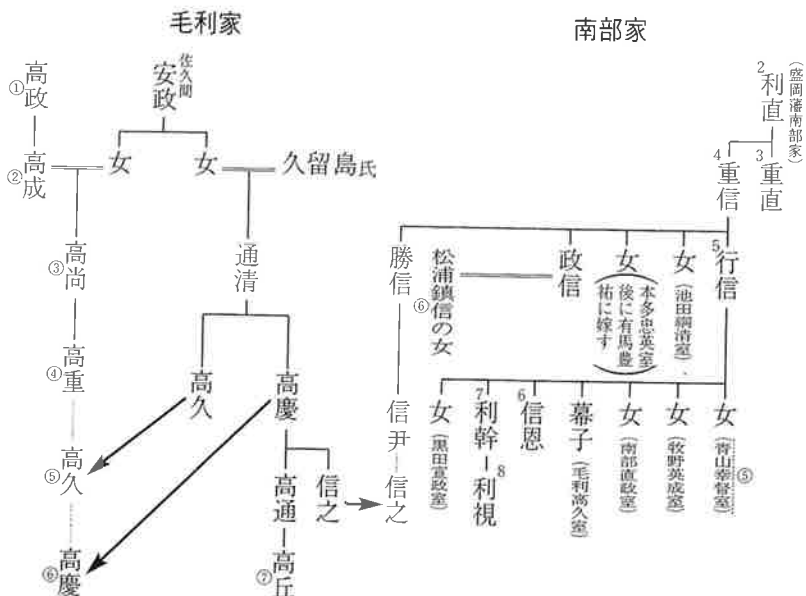
(その後の南部家と毛利家)

二人の離婚が円満な形で終らせたことは、その後の両家のつながりでもわかります。幕子は七年後の一六九四年に再婚(雑書、元禄七年五月十九日の条)していますが、子どもには恵まれず、しかも夫に先立たれて、再び実家へひきとられ、五十六歳で亡くなっています。

一方高久は一生独身のまま、三十六歳で家督を弟の高慶に譲り、五十歳で死亡しています。

それから、一世代後、幕子の父、南部行信の弟勝信の子、信伊が男子に恵まれなかったことから、毛利高慶の

(「寛政重修諸家譜」をもとに作成)



子、信之を婿養子に迎えたいと、本家でもある南部利視に相談し、老中宛に願書を出しています。(雑書、元文五年二月七日) 三月一日には許可が出て、再び南部家と毛利家は親戚になったわけです。高久・幕子の離婚から五十三年後の事です。

この事実は、二人の離婚がスムーズにいったからこそ、実現した事なのでしょう。

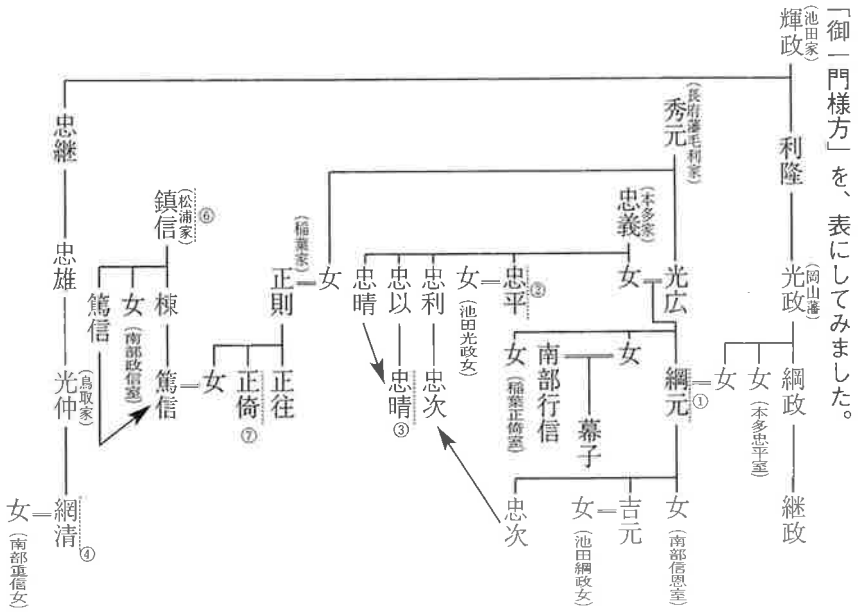
(同じ家との繰り返し親戚関係になることは、大名家にはよくあることで毛利家でも喜連川家・細川家等と行っています。)

(番外・御一門方って誰?)

雑書の記事の中に「御一門様方」に相談するとあるのは、一体、誰のことだろう……。実は今回この関係を調べる作業が一番時間がかかりました。紹介します。

- ① 毛利甲斐守様
- ② 本多下野守様
- ③ 同弾正様
- ④ 松平伯耆守様
- ⑤ 青山播磨守様
- ⑥ 松浦肥前守様
- ⑦ 稲葉出羽守様

この七人です。





(解説)

①長府藩主、毛利綱元のことで、彼の妹二人が、南部行信の正室で幕子の母、もう一人は、老中稲葉正則の二男で⑦の稲葉正倚の正室になっています。長府毛利光広の正室で、綱元と二人の妹の母は②の郡山藩主本多忠平と③の本多忠晴の姉でもあります。

又、毛利綱元と本多忠平は、ともに、岡山藩主池田光政の娘を正室に迎えています。

④鳥取藩主池田綱清のことで、南部重信の長女の嫁ぎ先であり、⑤尼崎藩主青山幸督のことで南部行信の次女の嫁ぎ先です。⑥平戸藩主松浦鎮信のことで、その娘は、重信の子、正信へ嫁いでいて、鎮信の子、篤信は稲葉正則の娘を正室に迎えています。

これら、七人の御一門方を、幕子の父である行信を中心としてみると、毛利綱元は小舅、本多忠平と忠春は姑の弟、池田綱清は妹の婿、青山幸督は娘婿、松浦鎮信は弟の嫁の父、稲葉正倚は小姑の婿になります。

こうやってみても、かなり広い範囲の親類が、相談の相手であった事がわかり、人脈は名門ぞろいだった事がわかります。

「雑書」をみると、婚姻を結んだ家々から、飛脚が盛岡へ送られて、手紙とともに贈物が届けられており、日頃から親しく交際していた事がわかります。

(おわりに)

それにしても……高久・高慶の兄弟は私的な部分では家庭には恵まれず、性格も両極端であったことがうかがえます。

五十年近く自ら藩政をとった高慶も、クビや追放になった家老は数知れず、コテ先だけの農業政策も時代の流れにはさからえず、ついには、後継者問題でお家騒動までおこしている点は、同じ時代の八代將軍吉宗そっくりではありませんか……。

引き際の悪さと自分の子の教育を怠った二人、名君とはいえません。

佐伯に残る資料(鶴藩略史)では、わずか一行しか出てこない二人の離婚が「雑書」を通して何十回も目にするうちに、彼女に親近感を覚え、ここでもまた「江戸時代」というものの間違った認識に、また一つ気付かされた一年間でした。